【医師の倫理規範】

≪医師の職業倫理指針≫

不用意な他医への批判は、医師としての<u>品性</u>をおとしめ<u>医師の信頼を傷つける行為</u>であるばかりか、<u>患者に無用な不安</u>を与えるなど、思いもかけぬ大きな影響を与えかねないため慎むべきである。

前医と後医では<u>診察時の状況や得ている情報が往々にして異なって</u>おり、 前医が患者に注いだ努力と専門的判断を後医がにわかには判断できないことも 多々ある。

前医に対する<u>浅薄な批判</u>が、<u>不毛な医事紛争の発端</u>となりうることを心すべきである。

また、特に<u>自分の声価を高めようとして、いたずらに他の医師を誹謗</u>すること は許されない。

【日本歯科医師会 倫理規範】

≪遵守事項≫

歯科医師は、<u>他の歯科医師の行った診察</u>につき、正当な理由のない<u>批判及び</u> 中傷をしてはならない。

【歯科医師法】

第7条第2項

歯科医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は、<u>歯科医師としての品位を損するような行為</u>のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の歯科医業の停止
- 三 免許の取り消し

弁護士法人 小畑法律事務所 代表弁護士・歯科医師 小畑 真

出典:歯科医療トラブル 回避マニュアル